

定価(消費税別)一箇年 一六〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第五号

平成十五年
一月二十六日

日 曜 日

目 次

選挙管理委員会

山梨県知事選挙と同時に行う選挙
山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票の順序
—

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を
平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

平成十五年一月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一 選挙の期日 平成十五年二月二日

二 選挙の種類 甲府市長選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票の順序は、
次のとおりとする。

平成十五年一月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一 山梨県知事選挙

二 甲府市長選挙

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番